

土壌汚染対策法に係る指定基準値

平成14年5月29日法律53号 令和2年環境省令第14号（令和3年4月1日 施行）

特定有害物質		地下水基準 (環境省告示第17号)	土壌溶出量基準 (環境省告示第18号)	土壌含有量基準 (環境省告示第19号)
(第一種特定有機化合物)	四塩化炭素	0.002 mg/L	0.002 mg/L	
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	0.004 mg/L	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	0.1 mg/L	
	1,2-ジクロロエチレン ※	0.04 mg/L	0.04 mg/L	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L	0.002 mg/L	
	ジクロロメタン	0.02 mg/L	0.02 mg/L	
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	0.01 mg/L	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L	1 mg/L	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L	0.006 mg/L	
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L	0.01 mg/L	
	ベンゼン	0.01 mg/L	0.01 mg/L	
	クロロエチレン	0.002 mg/L	0.002 mg/L	
重金属等(第二種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L	0.003 mg/L	45 mg/kg
	六価クロム化合物	0.05 mg/L	0.05 mg/L	250 mg/kg
	シアン化合物	検出されないこと	検出されないこと	50 mg/kg *1
	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L	0.0005 mg/L	15 mg/kg
	(アルキル水銀)	検出されないこと	検出されないこと	
	セレン及びその化合物	0.01 mg/L	0.01 mg/L	150 mg/kg
	鉛及びその化合物	0.01 mg/L	0.01 mg/L	150 mg/kg
	砒素及びその化合物	0.01 mg/L	0.01 mg/L	150 mg/kg
	ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L	0.8 mg/L	4000 mg/kg
	ほう素及びその化合物	1 mg/L	1 mg/L	4000 mg/kg
農薬等(第三種特定有害物質)	シマジン	0.003 mg/L	0.003 mg/L	
	チオベンカルブ	0.02 mg/L	0.02 mg/L	
	チウラム	0.006 mg/L	0.006 mg/L	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	検出されないこと	
	有機りん化合物	検出されないこと	検出されないこと	

*1 遊離シアンとして

※ 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。